

別紙2

調査報告書作成にあたっての環境社会配慮記述に関するご注意

平成 20 年 11 月 19 日
総務部 環境社会配慮審査役

ジェトロは、「ジェトロ環境社会配慮ガイドライン」(以下、ガイドライン)を策定し、2008 年 1 月から適用を開始しました。この結果、本案件形成調査についても、「**対外的な透明性を保ち**」、「**調査における環境社会配慮の実施及びその確認を適切に確保する**」ことが要請されます。

本案件形成調査の特徴は、環境社会配慮面からみて、次の 2 点があります。第一は、いわゆる JBIC/JICA の調査と異なり、FS 調査前の予備的段階で実施される調査であること、第二は、「**環境社会配慮調査項目の幅広い洗い出しを行い、その結果を報告書に記述する**」ことを要請された調査であるということです。

下記に、報告書作成との関連で注意点を整理いたしましたので、報告書の作成に役立てて頂きたいと考えます。

<本調査事業と上位計画との関連づけ>

事業対象国での上位計画やマスタープランの有無は、事業が特に公共的な性格をもっていたり、環境社会影響を伴ったりする場合に、相手国政府からの政策的サポートや優先順位を受けられるかどうかを判断する重要な指標になります。例えば、大規模な住民移転、土地収用等を伴う場合に、相手国政府の協力や関与がない場合、大きな社会問題に発展する可能性があります。**担当官庁、上位計画等の関連諸策について、調査、把握する必要があります。**

<環境社会配慮項目の幅広い洗い出しが必要>

環境社会配慮項目の洗い出しとその影響予測範囲が狭い場合には、調査の質を疑われることとなります。JBIC や JICA 等の資料における環境影響項目を参照し、**発生し得る対象項目をまず網羅的に把握して頂きたいと思います。**JBIC/JICA のチェック項目は、影響の可能性のある項目を網羅していますので、必ずしも全ての項目の調査が必要となるわけではありませんが、余りに多くの項目が漏れているのは避ける必要があります。

<不用意な断定・推測を避ける>

本調査は、本格的な FS 調査でなく、これに先立つ予備段階の調査にすぎません。調査期間も短い本調査段階で、「製油所の省エネを行うものであり、生態系への影響はない」、「沖合での工事であり、海岸への影響はないであろう」、「周辺には動植物が見えなかったから、問題がない」等の**不用意な断定や推測を避けてください。**調査者が仮に現地事情を熟知している場合でも、ジェトロ調査は、起こり得る可能性を洗い出しているに過ぎません。報告書の読者には現場感覚に疎い人も多いので、現段階で無理な断定等を行わず、むしろ議論を整理し、本格 FS 調査への申し送り事項として指摘して下さい。

い。

<環境社会配慮担当者はできるだけ自らの踏査で確認を行う>

相手国の政府担当官などからの情報に過度に依存した場合、適切な判断を妨げられる場合があります。環境社会配慮の担当者は、事業の効果や影響、また考えうる他の選択肢との比較等を可能な範囲で記述して下さい。また、**原則として、提案プロジェクトの想定される実施機関と協議して、その結果を報告書に記述して下さい。**特に、被影響地域が明確であると判断される場合には、どのようなステークホルダーがいると想定されるのか、そうしたステークホルダーをどのように特定するのかといった情報収集を、必要があれば、その地域に詳しい個人や団体から行うように努めて下さい。

<ガイドラインの環境社会配慮項目は、環境アセスメント法の要件とは異なる>

事業対象国での環境アセスメント規制をクリアすることだけを考えると、ガイドラインが要求する「社会配慮」の側面を軽視してしまいがちです。本調査では、当該国の環境アセスメント法に関する調査を実施する点を指示していますが、**ガイドラインが要求する環境社会配慮の項目や内容は、当該国で定められた水準を上回る場合があります、必ずしも同じでないことを予めご理解下さい。**

<幅広く影響を考えることが必要>

環境社会影響の発生時期について、工事期間中の影響だけでなく、将来の本格調査の実施過程や工事後に予想される影響を見落とすことがあります。従って、いわゆる「事業アセス」の発想にとどまらず、**できるだけ早い段階での配慮の組み入れ、二次的、累積的な影響にも注意して下さい。**

<重要な検討事項は、将来の本格 FS に申し送りする>

製油所の建設など、大規模建設事業を実施する場合には、住民移転、生態系への影響、周辺住民の生計等の環境社会影響がおおよそ予測され、ステークホルダーとの協議、他の選択肢との比較検討などが必要とされる場合があります。短期間のジェットロ調査だけでは、正確な把握や予測を行うことは必ずしも容易でないと思いますので、**重大な環境社会影響項目が見られる事例では、今後行われる本格 FS 調査への示唆を行っていただきますようお願いいたします。**

<事故等のリスク発生の可能性に留意する>

事業実施が、突発的な事故や、予想もつかぬ洪水、地震等の自然災害と結びつくことにより、被害拡大に結びつく事例が増えています。事故やリスクに対する環境社会配慮を欠かないよう、**現地特有の自然地理条件、社会環境に留意しながら、報告書を作成するようにして下さい。**

<現地の文化社会等の地域特性を、配慮項目に反映させる>

途上国で事業を実施する場合に、現地の民族や文化社会・価値観への理解不足(宗教・伝統社会への配慮等)、零細企業等の生活者への配慮(農漁民の生計、季節労働者移動等)、工事現場で起こり得る労働者の安全対策等について予測が不足する場合や、または先進国での限られた経験や常識の範囲内で問題発生を予見しようとする場合があります。その点に関しても、環境社会配慮項目の洗

い出しをできるだけ広く行うようにして下さい。

<需要予測の方法>

特に港湾、空港等のインフラに関わる大型事業では、需要予測結果が現実離れしていたり、計算根拠や社会経済状況の把握が脆弱であったりする事例がみられます。公式どおりに既定の倍率を乗じるのではなく、**経済社会の実態、ニーズ、変化傾向等の定性的な判断も加えて、需要予測を行うようにして下さい。**

<環境改善を目的とした事業でも、環境社会影響に配慮する>

仮に事業目的が**エコ・フレンドリーである場合でも(例:省エネ、灌漑、淡水化等)、事業自体が周辺住民、生態系等に環境社会面影響を及ぼす場合があります。**例えば、淡水化事業が海洋生態系に影響を与えたり、緑化のための過度な地下水汲み上げが土壌汚染や塩化を引き起こしたりする場合があります。予測可能な環境社会影響項目を適切に掌握し、報告書に明示するようにして下さい。

<報告書の品質管理を行い、複数の記述に矛盾を生じさせない>

環境社会配慮関連の記述は、報告書内に通常複数登場しますが、各章の担当者が異なるため、環境社会配慮項目が異なっていたり、**記述内容が矛盾していたり、結論が食い違っていたりする場合があります。**これは、報告書の全体的な通読や執筆者間の調整が不足している場合に起こります。こうした事態を避けるため、必ず**執筆者以外に最低1名が通読するよう**にして下さい。

以上